

第1節 活動体制の確立

全 部

収集・連絡された情報に基づく判断により、町は関係機関と連携をとりながら応急対策の実施体制をとる。

町における活動体制のうち災害対策本部の設置については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備体制等については、次により行う。

1 活動体制

災害対策活動を円滑に実施するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる（浅間山の噴火警戒レベルについては、資料13-3参照）。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
第一次警戒体制	○事態に対処するため、情報収集、伝達を行う。	○浅間山に関する噴火警戒報（火口周辺・噴火警戒レベル2）が発表されたときで、総務課長が必要と認めたとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○噴火警戒レベル2からレベル1に切り替えられたとき。 ○総務課長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
第二次警戒体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。 ○状況により、災害警戒本部を設置する。	○浅間山に関する噴火警戒報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたときで、町長が必要と認めたとき。 ○第一次警戒体制の状況で町長が必要と認めたとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○噴火警戒レベル3からレベル2に切り替えられたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、応急対策の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速や	○浅間山に関する噴火警戒報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表され、災害のおそれがあるとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○噴火警戒レベル4・5からレベル3に切り替えら

	かに災害対策本部を設置し、応急対策が円滑に実施できる体制とする。	○噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4・5）が発表されたとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。	れたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
緊急体制	○広域的又は大規模な災害に対処する体制とする。 ○災害対策本部を設置し、町の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	○大規模な火山災害が発生した場合で、町長が指示したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 総務課長は噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに町三役に報告するとともに、噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表された場合には災害警戒本部会議、噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表された場合には災害対策本部会議を開催するため、各課長等に通知する。

イ 総務課長から報告を受けた町長は、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる。

ウ 町長が配備を指示したときは、総務課長は関係課長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送により職員に周知する。

エ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は町三役に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(2) 勤務時間外

ア 当直者は噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに総務課長（連絡が取れない場合は庶務係長）に報告をする。

イ 当直者より報告を受けた総務課長（庶務係長）は、町三役に報告するとともに、噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表された場合には災害警戒本部会議、噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表された場合には災害対策本部会議を開催するため、各課長等に登庁するよう電話等により通知する。

ウ 総務課長（庶務係長）より報告を受けた町長は、配備が必要であると認めたときは、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる。

エ 町長が配備を指示したときは、総務課長（庶務係長）は関係課長に配備指令を電話等により伝達する。

オ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は町三役に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(3) 職員の自主参集

噴火警報（火口周辺・噴火警戒レベル3）以上の警報が発表された場合には、自動的に前記1のいずれかの配備体制をとるため、配備要員に指定されている職員は、配備指令によらずとも自主的に役場庁舎に参集する。

特に噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4・5）が発表された場合には、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、すべての職員が自主参集する。

3 動員配備体制の一般的基準

部 名	所属課等	第一次警戒体制	第二次警戒体制	非 常 体 制	緊 急 体 制
本部会議 （町長、副町長、教育長、 課長等）			警戒対策本部 （課長、係長等）	災害対策本部	災害対策本部
総務部	総務課	課長 庶務係長 広報情報係長 庶務係1名	所属職員全員	所属職員全員	全職員
	消防課 （消防署）	課長 消防係長	所属職員全員 消防団長	所属職員全員 消防団長	
財政対策部	企画財政課		課長	課長 所属係長全員	
災害調査部	税務課		課長	課長 所属係長全員	
会計対策部	会計課		会計管理者	会計管理者 所属係長全員	
住民生活対策部	町民課		課長 環境衛生係長	課長 所属係長全員	
保健福祉対策部	保健福祉課		課長	課長 所属係長全員	
産業経済対策部	産業経済課		課長 農政係長 耕地林務係長	課長 所属職員全員	

建設対策部	建設課		課長 所属係長全員	課長 所属職員全員	
教育対策部	教育委員会		教育次長	教育次長 所属係長全員	
議会対策部	議会事務局		事務局長	事務局長 議会係長	
計		6名			120名

※1 各課長（各部長）等は災害状況により人員を増減することができる。また、総務課長は時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

※2 各体制において、掲載のない職員は自宅待機

4 広域的応援体制

他市町村との相互応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に準ずる。

なお、浅間山周辺関係市町村で浅間山の火山活動に伴う防災対策を迅速かつ統一的に実施するため「浅間山火山対策会議」及び「浅間山火山防災対策連絡会議」（資料13-8参照）を設置しており、町はその構成員でもある。町は、これらの会議を通じ浅間山の防災に関する必要な基本的事項を協議し、発災時には広域的な連携のもと、応急活動に当たる。

5 自衛隊の災害派遣

災害派遣要請の要領等の具体的な対策は、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」に準ずる。

第2節 災害発生直前の対策

全 部

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能である。町は、被害を軽減するため、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等の活動を実施する。

1 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

(7) 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(4) 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて気象庁火山監視・情報センターが発表する。浅間山のレベル表を別紙1に示す。

予報警報	名 称	略 称	対象範囲	発 表 基 準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
			火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)

噴火予報	噴火予報	—	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)
------	------	---	------	---	--------------

(2) 火山情報等

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・情報センターが発表する。

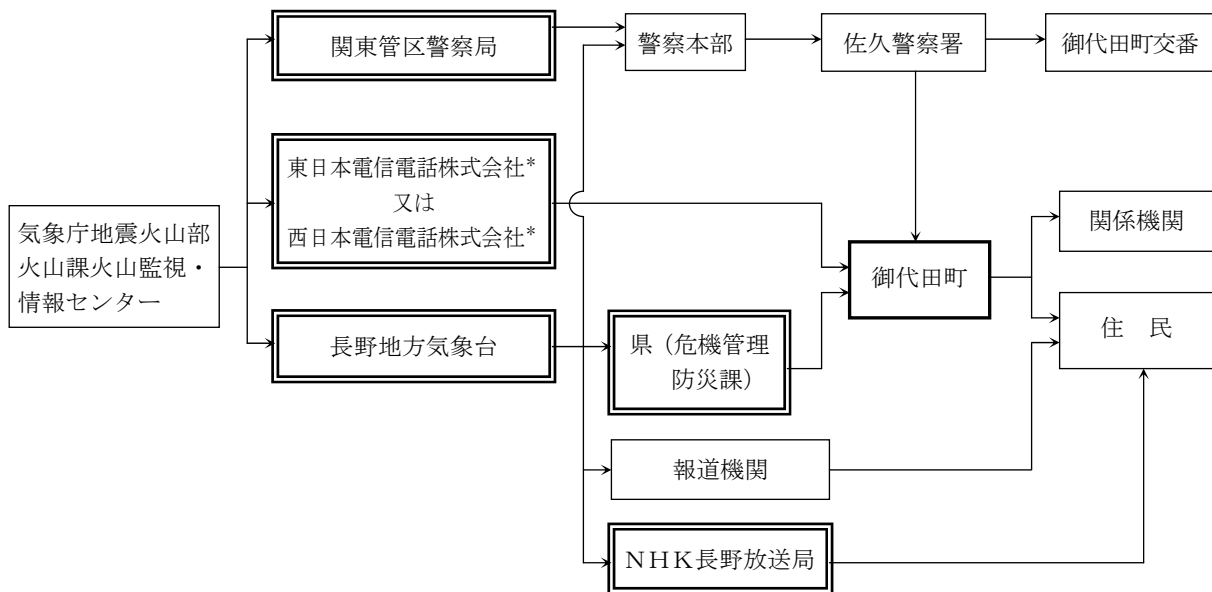
イ 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが必要に応じ作成し、発表する。

2 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民等に対して広報活動を行うものとする。

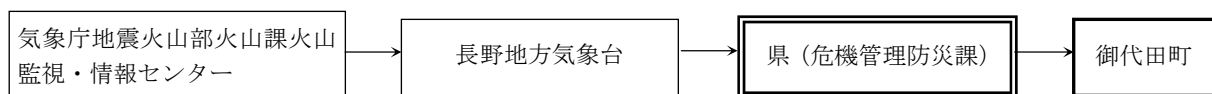
(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定通知先

* NTT東日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、町地域防災計画に定める、町の機関(現地機関、消防団、小中

学校など) 及び防災上関連のある機関をいう。

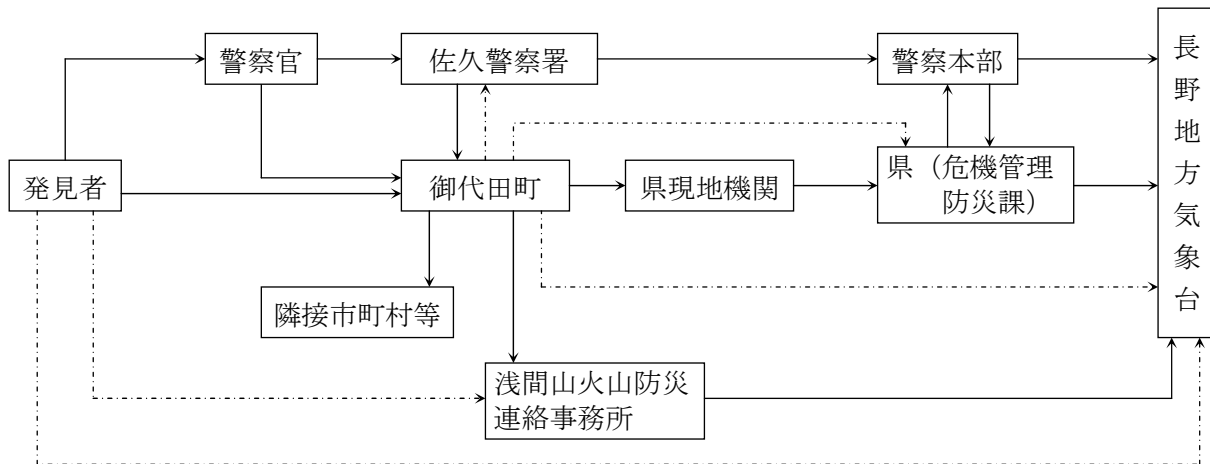
3 異常現象発見の通報

住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。住民は、火山に関する以下のような異常を発見した場合は、ただちに町長又は警察官に通報するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の群発
- エ 火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度等の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象通報系統図



(----- は、副系統を示す。)

4 事前対策措置

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、町は次の措置を講ずる。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

なお、噴火警戒レベル3における火砕流、融雪型火山泥流、土石流に対する防災対応及びレベル4、5は、現行のハザードマップ、天仁・天明噴火に伴う火砕流及び岩屑なだれの実績図（資料13-7）に基づき対応する。

- (1) 災害対策本部の事前設置等体制の強化
- (2) 噴火警報等の住民への広報
- (3) 登山禁止措置並びにその広報
- (4) 危険区域内の住民及び別荘滞在者、観光客等を安全な場所に避難させるため、本章第7節「避難収容活動」により実施するが、状況等により災害対策基本法第63条第1項の警戒区域の拡大等を検討する。
- (5) 防災関係機関への警戒体制強化の要請

5 交通規制及び登山規制等の措置


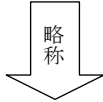
町長は、噴火警報等の伝達を受け、災害の発生が予想される時は、噴火警戒レベルに応じたあらかじめ定められた防災対応等（資料13-6～13-8）※により、周辺市町村、関係防災機関等との連携を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

資料13-6～13-8に示された防災対応等は、今後の浅間山火山防災対策連絡会議での検討結果を踏まえて、適宜改善を図ることとする。

※ 噴火警戒レベルに応じあらかじめ定められた防災対応等（資料13-6～13-8）

噴火警戒レベルに応じあらかじめ定められた防災対応とは、平成19年第2回浅間山火山防災対策連絡会議委員会（平成19年11月29日開催）で構成各機関が合意し、平成19年12月1日から施行した「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書 平成19年11月11日」で定められた防災対応をいう。

別紙1 浅間山の噴火警戒レベル表

予報 警報	対象範囲を 付した名称	噴火警戒レベル (キーワード)	防 災 対 応
噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域)	5 (避難)	居住地域避難等
	 噴火警報	4 (避難準備)	居住地域避難準備 (自主避難、災害時要援護者避難あり)
	噴火警報 (火口周辺)	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4 kmをこえる範囲で注意喚起、一時規制等)
	 火口周辺警報		登山禁止 (火口から4 km以内規制)
噴 火 予 報	噴火予報	2 (火口周辺規制)	火口周辺立入禁止 (火口から2 km以内規制)
		1 (平常)	火口付近立入禁止 (火口から500m以内規制) (火山活動の状況により緩和も検討)

注) 御代田町は、火口から4 km以内は入山規制となっている。

第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保

全 部

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。このため、町は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。具体的な対策については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- (2) 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び火山情報の内容
- (3) 避難に関する事項
 - ア 避難の必要性
 - イ 避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品
 - ウ 集結地点及び避難先、避難の場所
 - エ 交通状況（交通途絶場所等）
- (4) 火山活動の状況
 - ア 噴火地点
 - イ 噴火の状況
 - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
 - ア 被害区域
 - イ 人の被害状況（安否情報）
 - ウ 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- (6) 災害対策の状況
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 移動無線局の配置状況
 - ウ 医療救護班の配置状況
 - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他必要事項

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

総務部 保健福祉対策部

災害発生後、町は、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対し必要な医療活動等の具体的な対策については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

2 消火活動

火災が発生したときは、消防本部及び消防団はただちに出動し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等災害状況により、避難を最優先に行う。具体的な消火活動体制については、第2編第2章第8節「消防活動」に準ずる。

第5節 災害時要援護者に対する応急活動

総務部 保健福祉対策部 産業経済対策部

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者及び外国籍住民、観光客等の「災害時要援護者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要援護者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。具体的な対策については、第2編第2章第10節「災害時要援護者に対する応急活動」による。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・ 緊急輸送活動

総務部 建設対策部

町は、救助・救急・医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために必要な交通の確保と緊急輸送活動を行う。具体的な対策については、第2編第2章第11節「緊急輸送活動」に準ずる。

第7節 避難収容活動

総務部 保健福祉対策部 産業経
済対策部 建設対策部 教育対策
部

町は、火山災害発生時には、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保するとともに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する。避難収容活動については、おおむね第2編第2章第13節「避難収容活動」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 避難活動体制

町長は、火山防災マップ等を活用し、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合、又は浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果等を踏まえ、必要に応じて避難勧告等を行うとともに、安全に避難者の誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

(1) 事前避難

町長は、火山現象に異状が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民、登山者及び観光客等に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導する。

避難を勧告、又は指示するときは、避難場所を明示し、所定の伝達体制により住民に伝達する。

(2) 緊急避難

町長は、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認めるとき、又は緊急火山情報を受けたときは、住民に避難を勧告又は指示する。

避難勧告又は指示の伝達にあたっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行う。

(3) 最終避難

町長は、緊急避難ののち危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認めるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送する。

この場合、町長は、浅間山火山防災連絡事務所、佐久警察署その他の関係機関と十分に協

議するものとする。

(4) 収 容

町長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容する。

2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努め、噴火の規模及び噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

(1) 避難者の誘導方法

ア 避難所への避難経路については事前に標識等により住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。

イ 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけ避けるようにする。

ウ 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（区長）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

エ 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置するようにする。

オ 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。

カ 避難者には携帯品や幼児等をできるだけ背負わせ、行動の自由を確保できるようにして誘導する。

キ 災害時要援護者の避難誘導に当たっては、自主防災組織などの協力を得て、地域ぐるみの誘導體制をとる。また、各地区の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(2) 避難勧告等の解除

町長は、避難勧告・指示の解除に当たっては、浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果を踏まえ行われる県の助言等を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

3 避難所の開設

(1) 避難所の種類、避難体系

町は、現在の避難所を踏まえ、次図の避難体系をもとに、緊急退避所、収容避難所について定める。

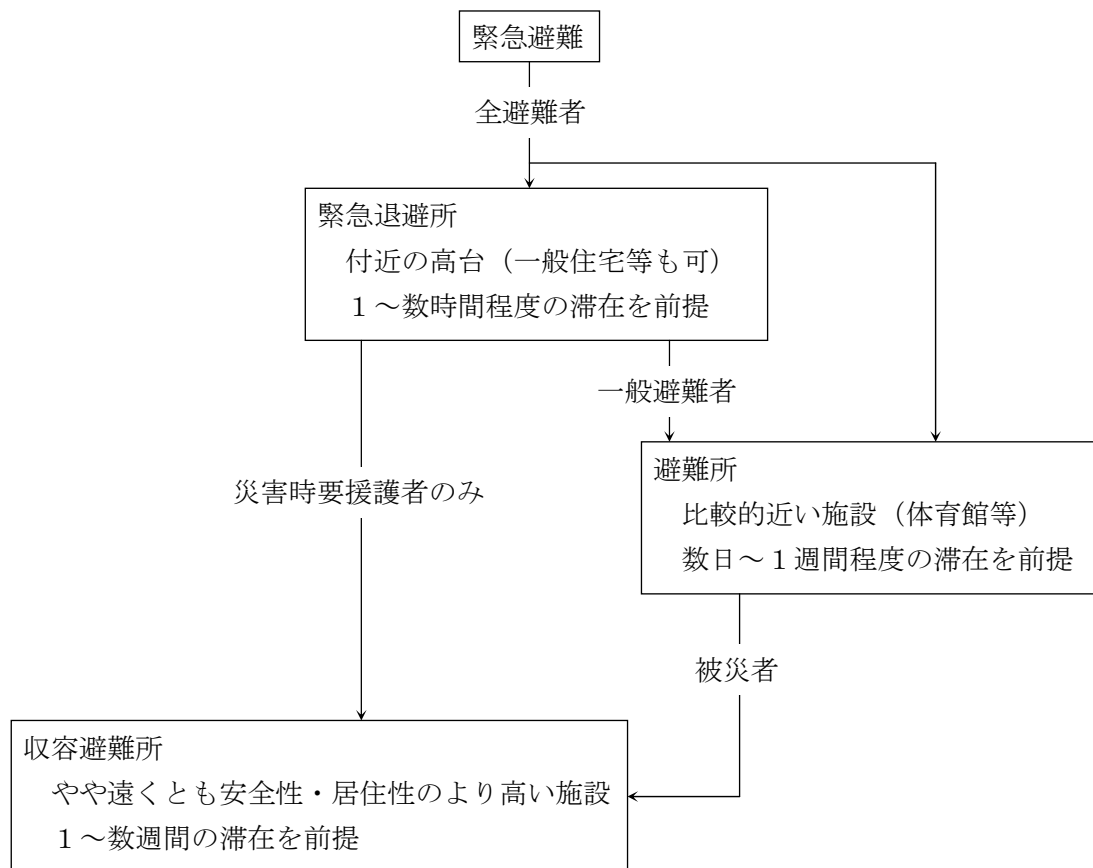
ア 緊急退避所

できるだけ近い付近の高台等の建物とする。公共施設などがない場合においては、一般住宅等への収容依頼も検討する。原則として、噴火災害の危険が差し迫っている場合のみ利用することを前提に設定する。

イ 収容避難所

距離的にはやや遠くとも、より安全性・居住性の高い、公民館等の施設とする。車両による移動を前提としてもよい。滞在する可能性があることを前提に、畳、暖房施設の配備など居住性に配慮する。

緊急避難の体系



(2) 避難者の把握・安否確認

各避難所ごとに避難者名簿を作成し、収容した避難者や住民の安否情報についての確認を行う。

安否確認の際、情報の疎漏や事実誤認を避けるため、親類縁者の居住地に避難するなど、町指定の避難所に避難しない住民は、区長や近隣の住民等にその旨連絡するよう、避難勧告・指示発令の際に広報し、周知徹底を図る。

(3) 学校等における避難の実施

- ア 在校中の児童生徒に対する避難措置は、安全性を考慮して早期に実施する。
- イ 災害発生 の 時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難措置を行う。
- ウ 災害の程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- エ 校長は、町の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- オ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障害者等を優先して行う。
- カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をそ

の保護者のもとに誘導し、引き渡す。

キ 学校が避難所になり、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

ク 児童生徒が学校の管理外にある場合には、町は、状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

総務部 保健福祉対策部 産業経済対策部 建設対策部

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。また、各避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たり避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。具体的な対策については、第2編第2章第15節「食料品等の調達供給活動」、第16節「飲料水の調達供給活動」、第17節「生活必需品の調達供給活動」に準ずる。

第9節 保健衛生、感染症予防、遺体の処理等に関する活動

住民生活対策部 保健福祉対策部

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。具体的な対策については、第2編第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」及び第19節「死体の捜索及び処置等の活動」に準ずる。

第10節 社会秩序の維持等に関する活動

総務部

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、町は、社会秩序の維持のために必要な措置をとる。具体的な対策については、第2編第2章第21節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第11節 施設、設備の応急復旧活動

総務部 建設対策部 教育対策部

町は、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための町土保全施設及び火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的処理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。具体的な対策については、第2編第2章第28節「建築物災害応急活動」に準ずる。

2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、町は、関係機関と協力し、迅速な復旧を図る。具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」、第24節「下水道施設応急活動」及び第25節「通信施設応急活動」に準ずる。

第12節 二次災害の防止活動

総務部 建設対策部

町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

- (1) 繰り返し土石流等の危険が生ずるとみられる場合には、安全な場所において避難施設の整備の推進に努める。
- (2) 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

第13節 自発的支援の受入れ

保健福祉対策部

社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、町及び県の支援の下に、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。町は、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国籍住民との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。具体的な対策については、第2編第2章第36節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。